

事 務 連 絡
令和6年3月25日

各介護サービス等事業所 御中

愛知県国民健康保険団体連合会
介 護 保 険 課

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費等の請求について

日ごろから本会の事業運営につきまして、ご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本会では各事業所が指定権者（県・市町村）に提出した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に基づき審査を行っておりますが、今般、令和6年度介護報酬改定に伴い、新たに当該一覧表の提出が指定権者に対して必要となるサービスがあります。

つきましては、指定権者に対して提出した当該一覧表に記載された加算どおりの介護給付費等の請求がされなかった場合は、**加算の減額ではなく対象明細書が返戻となり、介護報酬等の支払対象となりません**ので、貴事業所における加算の状況等を下記の愛知県高齢福祉課のホームページ等にて確認のうえ、請求いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 指定権者に届出した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の情報
ホームページアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/site/sidou-daiichi/>
2. 報酬改定に係る各種資料等の情報
ホームページアドレス：<https://www.wam.go.jp>

※地域区分の見直しについては、裏面を参照ください。

地域区分の見直し

令和6年度から令和8年度までの適用地域						
3級地	名古屋市	刈谷市	豊田市			
5級地	知立市	豊明市	みよし市			
6級地	岡崎市	一宮市	瀬戸市	春日井市	津島市	碧南市
	安城市	西尾市	犬山市	江南市	稲沢市	尾張旭市
	岩倉市	日進市	愛西市	清須市	北名古屋市	弥富市
	あま市	長久手市	東郷町	大治町	蟹江町	豊山町
	飛島村					
7級地	豊橋市	半田市	豊川市	蒲郡市	常滑市	小牧市
	新城市	東海市	大府市	知多市	高浜市	田原市
	大口町	扶桑町	阿久比町	東浦町	武豊町	幸田町
	設楽町	東栄町	豊根村			
その他	南知多町	美浜町				

4級地→3級地 刈谷市 豊田市 6級地→5級地 知立市 豊明市
 7級地→6級地 一宮市 犬山市 江南市 尾張旭市 岩倉市
 その他→7級地 武豊町

担当：介護保険係
 TEL：052-962-1307